

○ 徳島県サービス一覧

【注意事項】

- この表は、令和8年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
詳しくは、事前に担当課へご確認願います。
- なお、宣誓書受領証がなくてもサービスを受けられる場合があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

令和8年4月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	県営住宅入居申し込み	県営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の写しのほか、世帯収入を証明する書類が必要	○		住宅課	088-621-2615	
2	県営住宅優先入居申し込み	高齢者枠における県営住宅への入居申し込み（夫婦としての扱い）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯収入を証明する書類が必要	○		長寿いきがい課	088-621-2247	
3	県営住宅優先入居申し込み	障がい者枠における県営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯収入を証明する書類が必要	○		障がい福祉課	088-621-2239	
4	犯罪被害遺児等未来応援金の給付申請	犯罪被害遺児等未来応援金の給付申請（申請者は、保護者（親権を持つ者若しくは未成年後見人）であること）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、給付要綱に定める書類が必要	○		消費者政策課	088-621-2287	
5	交通遺児育成会奨学金の支給申請	交通遺児育成会奨学金の支給申請（申請者は、保護者（親権を持つ者若しくは未成年後見人）であること）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、支給規程に定める書類が必要	○		消費者政策課	088-621-2287	
6	身体障がい者等に対する自動車税の減免	自動車税の減免申請（家族運転）	・身体障がい者等と生計を一にしているパートナーが、身体障がい者等のために自動車を運転する場合のみ、減免可能 ・パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、身体障がい者等の手帳、運転免許証、自動車検査証、住民票及び通院証明書等の所定の書類等が必要	○		税務課	088-621-2079	
7	駐車禁止等除外標章（身体障がい者等用）の交付	駐車禁止等の交通規制の対象から除外する車両に標章を交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、必要書類の提出が必要	○		警察本部 交通規制課	088-622-3101	
8	高齢運転者等標章の交付	高齢運転者等が高齢運転者等専用駐車区間に駐車するための標章を交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、必要書類の提出が必要	○		警察本部 交通規制課	088-622-3101	
9	通行禁止除外指定車標章（身体障がい者等用）の交付	通行禁止等の交通規制の対象から除外する車両に標章を交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、必要書類の提出が必要	○		警察本部 交通規制課	088-622-3101	
10	通行禁止道路通行許可証の交付	通行禁止道路において通行を許可する車両に通行許可証を交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、必要書類の提出が必要	○		警察本部 交通規制課	088-622-3101	
11	災害時の安否情報の提供	照会者が、パートナーシップを宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供することができる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		危機管理政策課	088-621-3272	災害時に受領証又は受領カードを紛失した場合は、個別対応